

義援金の受付期間が延長されました

能登半島を震源として発生した地震により被災された方々を引き続き支援するため、
義援金の受け付け期間を延長します。

募金方法等詳しくは下記事務局までご連絡ください。

皆様の温かいご支援よろしくお願いいたします。

問合せ先

■日本赤十字社 八代市地区

事務局 八代市社会福祉協議会
TEL 0965-62-8228

【令和6年能登半島地震災害義援金】

受付期間 令和6年1月4日(木)～令和7年12月26日(金)

①義援金箱での受付

(※受領証をご希望の方は下記「②窓口での受付」をご確認下さい。)

【設置場所】

- 1)八代市役所 本庁 1階総合案内所前
- 2)八代市役所 各支所1階ロビー
- 3)八代市社会福祉協議会 本所

【設置期間】

令和6年1月9日(火)～令和7年12月26日(金) 9:00～17:00(※土日祝を除く)

②窓口での受付

(※受領証をご希望の方は下記「各窓口」で寄付をお願いします。)

【日本赤十字社(八代市地区会)】

- 1)八代市社会福祉協議会 本所 八代市本町一丁目9番14号
- 2)八代市社会福祉協議会 坂本支所 八代市坂本町荒瀬1307番地「八代市坂本地域福祉センター」内
- 3)八代市社会福祉協議会 千丁支所 八代市千丁町新牟田1502番地1「八代市千丁支所」内
- 4)八代市社会福祉協議会 鏡支所 八代市鏡町鏡村720番地「八代市鏡地域福祉センター」内
- 5)八代市社会福祉協議会 東陽支所 八代市東陽町南1075番地「八代市東陽地域福祉保健センター」内
- 6)八代市社会福祉協議会 泉支所 八代市泉町下岳2974番地「八代市泉地域福祉センター」内

【日本赤十字社(熊本県支部)】 熊本市東区長嶺南2-1-1 「熊本赤十字会館」3階

※物品(衣料、食糧、布団等の救援品)の受付は行いません。

※税制上の優遇措置があります

【個人の方】当該義援金は、所得税法上の「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となる。
また、地方公共団体に対する寄附金として、「ふるさと納税」に該当するため、
個人住民税の寄附金税額控除の対象となる。

【法人の方】当該義援金は、法人税法上の「国等に対する寄附金」に該当し、
その全額が 損金の額に算入できる。

●関係法令 所得税法第78条第2項第1号

地方税法第37条の2第1項第1号及び第 314条の7第1項第1号、法人税法第37条第3項第1号

③振込による寄付

【日本赤十字社(本社)口座】

(1) ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関	記号番号	口座加入者名
ゆうちょ銀行・郵便局	00150-7-325411	日赤令和6年能登半島地震災害義援金

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での振替手数料は免除になります。

(ATMをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります。)

※受領証をご希望の場合は、振込用紙の通信欄「受領証希望」と明記のうえ、ご依頼人欄に「お名前・ご住所・お電話番号」を記載してください。

(2) 都市銀行

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	普通預金 2787501	ニホン セキジュウジ シャ 日本赤十字社
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	普通預金 2105493	
みずほ銀行	クヌギ支店	普通預金 0620669	

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望される場合は、日本赤十字社 パートナーシップ推進部(TEL:03-4363-2056)

へ下記内容を連絡してください。

住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名・支店名

～受領証について～

ゆうちょ銀行・郵便局の振込用紙の半券や、各金融機関の振り込み時の利用明細票は、受領証の代わりの「免税証明証」として寄附金控除申請の際にご利用いただけます。

この場合、義援金専用口座への振り込みであることが確認できる当該義援金の「募集要綱」等の添付が必要です。

※「募集要綱」は日本赤十字社(本社)HPからダウンロード可能。

〈受領証の代用となるもの〉

【ゆうちょ銀行・郵便局】 振込用紙の半紙

【銀行】 窓口・ATM…ご利用明細票

インターネットバンキング…確認画面を印刷したもの

ただし、受領証として代用できる明細書は、寄付者、寄付した日付、寄付金額、寄付先の口座番号(義援金専用口座番号)が明らかにされているものに限りです。